

マンガ
保育制度編

「新たな保育制度」では 子どもたちの 健やかな育ちは 守れません!



九社連保育協議会
九州私立保育園連盟
日本保育協会九州地区連合会

<お問合せ先>

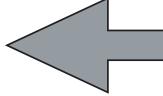
〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ6階

TEL 092-713-0541 FAX 092-713-0674

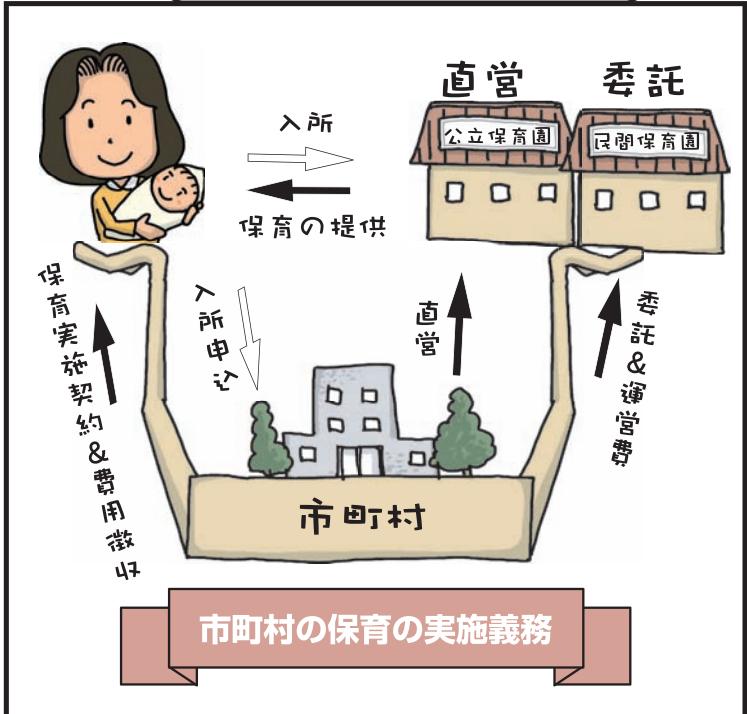
ホームページ <http://WWW.hoiku.or.jp> E-mail hoiku@hoiku.or.jp

認定されても入園できるとはかぎりません

新たな制度



今の制度



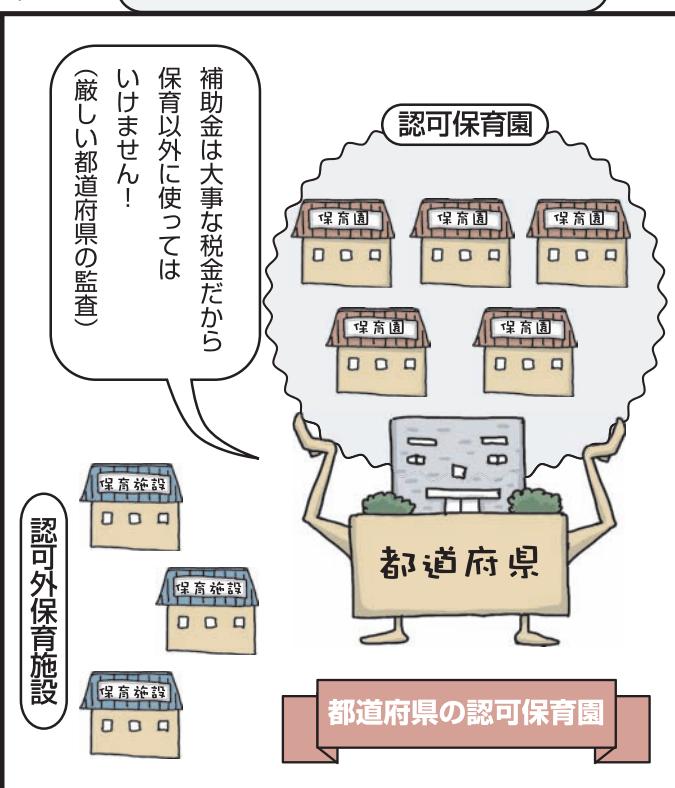
今の制度では、国が最低基準を定め、財源を確保するとともに、市町村が自ら保育園において保育しなければならないとされています。ところが新たな制度では、大幅な見直しが求められている介護制度や障害者自立支援制度と同じ仕組みとなるため、市町村は、保育時間を認定し、認定時間に応じた補助金を補助するだけです。まさしく、保育に対する公的責任の大転換です。

認可制から参入も撤退も自由な指定制へ

新たな制度



今の制度



指定制になると、営利を目的とする企業などの参入が促進され、これまで子どもたちのためだけに使われてきた保育の費用が、利益の対象となり、保育が福祉ではなくなってしまいます。

利益をあげるために、保育士のパート化や給食の外部搬入などが進めば、保育の質は大幅に低下します。

また指定制は、参入も撤退も自由な制度なので、利益をあげられなければ、保育園が突然閉鎖されることも考えられます。

認定された保育時間を超えれば全額自己負担

新たな制度

今の制度



週5日のパートなんですが……

保育園が開いて
いる時間はいつでも
使えますよ

収入に応じた
保育料です



収入に応じた保育料

今の制度では、保育園への入園が認められた子どもは、保護者の就労時間の長短に関係なく保育園の開所時間内の保育が認められています。保育料も保護者の所得に応じた負担となっています。

新たな制度では、介護制度や障害者自立支援制度と同じ仕組みとなるため、保護者の就労時間に応じて子どもの保育時間が決められ、認定時間を超えた保育時間分は全額自己負担となります。

保護者の勤務状態や経済的理由から、子どもたちが受けける保育に大きな格差が出てしまいます。